

英国大学医学部における 臨床実習のための 短期留学要領

平成 29 年度（2018 年実施）

公益財団法人 医学教育振興財団

留学について

趣旨

日本の大学の医学部学生を、英国の大学の医学部において4週間臨床実習に参加させ、充実した臨床実習の機会を与える。

資格

- ・平成30年度に医学部の最終学年に進学する学生(現在医学部5年生)であって、IELTS (International English Language Testing System) Academic Module を受験していること。
- ・原則として約1年間の臨床実習期間を終了していること。

留学先 次のとおり6大学に派遣する予定。

- ・ニューキャッスル大学医学部に4名
- ・ロンドン大学セントジョージ校医学部に4名
- ・プリマス大学ペニンシュラ医学部に2名
- ・オックスフォード大学医学部に2名
- ・グラスゴー大学医学部に4名
- ・リーズ大学医学部に3名

留学期間 次のとおり約4週間の予定。(3月30日(金)は英国の祝日)

- ・ニューキャッスル 2018年3月5日(月)～3月29日(木)
開始前の金曜日(3月2日)にオリエンテーションがある。
- ・セントジョージ 2018年3月5日(月)～3月29日(木)
実習科の担当教員によっては30日にも実習が入る可能性がある。
- ・プリマス 調整中。決まり次第、財団ウェブサイトに掲載する。
- ・オックスフォード 2018年3月5日(月)～3月29日(木)
- ・グラスゴー 2018年3月5日(月)～3月29日(木)
- ・リーズ 2018年6月4日(月)～6月29日(金)

実習科

面接試験合格後、留学先から提示される科目から希望を提出し、それに基づき留学先が実習科を決定する。

宿泊施設

留学先又は民間業者が提供する予定。宿泊費は自己負担。

費用

- ・旅費は自己負担。
- ・滞在費は必要経費を考慮の上、補助金としておよそ10万円を支給する。
- ・ビザ申請料金を支給する。交通費等は自己負担。

応募について

募集人数

19名(募集人数は変更することがある)。1大学2名までを精選の上、推薦すること。

応募書類

下記1～6の書類を必要とする。

1 応募用紙

- ・用紙は、財団ウェブサイト(<http://www.jmef.or.jp>)からダウンロードして使用すること。
- ・財団ウェブサイト掲載の「記入例」を必ず参照した上で、記入すること。手書き不可。
- ・記入欄は漏れなく正確に記入すること。特に英語表記は注意すること。
- ・IELTSの結果が自宅に未着の場合、スコア欄は未記入でよい。但し、別紙に受験日、受験会場及び日本英語検定協会に追加成績証明書発行を依頼した旨記載し、添付すること。
- ・財団からの連絡には主としてEメールを使用する。Eメールアドレスは正確かつ明確に記入すること。記入したEメールアドレスの変更は原則として受け付けない。携帯用アドレスは不可。
- ・留学先の記入については、指定の短縮形を用いること(記入例参照)。
- ・封入不要。折り曲げ厳禁。

2 推薦書：財団理事長宛

- ・学長又は医学部長からの推薦書で、学業成績、潜在能力、学習態度など、推薦する理由を明確に記したもの。
- ・A4用紙1枚に収めること。
- ・学長又は医学部長の公印を押印のこと。
- ・封入不要。折り曲げ厳禁。

3 成績証明書

- ・応募時点までの全学業成績。
- ・封入の要・不要は問わない。

4 履歴書

- ・用紙は、財団ウェブサイト(<http://www.jmef.or.jp>)からダウンロードして使用すること。市販の用紙や各自で作成したものは認めない。
- ・手書き不可。用紙1枚に収めること。証明写真貼付。
- ・封入不要。折り曲げ厳禁。

5 IELTS 成績証明書

- ・コピー不可。
- ・財団へ提出するIELTS成績証明書については、日本英語検定協会に、応募締切日(8月4日)までに財団に到着するよう追加成績証明書発行を依頼すること。応募締切日までに到着していない場合には選考対象としない。

送付先：公益財団法人医学教育振興財団事務局
(英語 Jimukyoku, Japan Medical Education Foundation)

住 所：〒113-0034 東京都文京区湯島1-9-15 御茶ノ水HYビル(茶州ビル)7階
(Ochanomizu HY (Chasu) Building 7th Floor, 1-9-15 Yushima, Bunkyo-ku, Tokyo
113-0034 JAPAN)

- ・ IELTS 成績証明書の有効期間は受験日から2年間。
- ・ IELTS に関する質問は、直接日本英語検定協会 IELTS テストセンターへ問い合わせること。

【英語の能力】

- ・ 本留学生の選考において、応募者の英語の能力については、日本英語検定協会が実施する IELTS Academic Module の成績を使用する。
- ・ 英国の大学医学部に留学する場合には、高い英語の能力が求められている。
オックスフォード大学の応募に関しては、各分野(Listening, Reading, Writing, Speaking)及び総合評価(Overall Band Score)7.0を必要とする。他大学においても、オックスフォード大学に劣らぬ IELTS の成績を求める大学が増えているので、留学を希望する学生は英語の能力を高めておくこと。

6 健康証明書

- ・ 用紙は、財団ウェブサイト (<http://www.jmef.or.jp>) からダウンロードして使用することができる。受診先機関が異なり用紙が複数になる場合には、なるべく本用紙1枚にまとめることが望ましい。本用紙を使用しない場合も、各項目漏れなく記入のこと。
- ・ 医療機関の印及び医師の個人印が押印してあること。
- ・ 健康診断検査項目については、応募時点で半年以内に受診したものであること。
- ・ B型肝炎免疫については、大学入学以降に検査した結果であること。
- ・ B型肝炎のウイルス抗原が陽性の者は応募不可。
- ・ 封入不要。折り曲げ厳禁。

応募締切日

2017年8月4日(金) 必着。当日消印は無効。

応募方法

- ・ 応募先： 公益財団法人医学教育振興財団事務局
〒113-0034 東京都文京区湯島1-9-1 5御茶ノ水HYビル(茶州ビル)7階
- ・ 大学の封筒を使用し「英国短期留学応募書類 在中」と明記の上、大学から財団に送付すること。発送方法(普通・書留等)は問わない。
- ・ 問い合わせ方法：
Eメール： 財団ウェブサイト (<http://www.jmef.or.jp>) から「問い合わせフォーム」を利用。
電話： 03-3815-3895(平日のみ受付：09:30-12:00/13:30-17:30)
ファックス： 03-3815-3896

注意事項

- ・ 留学を希望する学生は、大学の担当部署等に相談の上、手続きを進めること。
- ・ 留学生全員の報告書(平成27年度分まで)を各大学担当部署宛てに送付している(図書館保管用含)。留学を希望する学生は、応募する前に本要領及び報告書をよく読み、内容を十分理解すること。
- ・ 留学を希望する学生は、経費負担(IELTS 受験料、面接交通費、ビザ申請にかかる費用、渡航費、滞在費等)を考慮すること。
- ・ 大学のカリキュラム等を確認し、留学不可能な日程の留学先があれば、応募用紙の指定欄に記入すること。
- ・ 志望する留学先があれば、指定欄に記入してもよいが、志望する留学先欄に記入されていない留学先に留学することがある。
- ・ 面接試験は平日に行う。

書類選考及び面接試験の可否について

- ・選考委員会において書類選考(8月下旬)を行い、合格した者を対象に面接試験(9月下旬)を実施し、審査の上、理事長が合格者を決定する。なお、面接試験のための交通費等は自己負担とする。
- ・書類選考及び面接試験の可否は、応募用紙に記載されている担当課宛に通知する。但し、先に本人宛にEメールにて通知する場合がある。
- ・合格決定後の辞退や留学期間変更は認めない。
- ・応募書類は返却しない。

留学の決定について

財団は、留学先に合格者を通知する。留学先は、合格者が提出する申請書(Application form)及び指定する書類を受理後、書類審査を行い、実習科を決定した後、正式な受け入れの文書(CAS又はConfirmation letter)を合格者宛てに送付する。この段階で留学が決定する。但し、留学先の急な方針変更が生じた場合には、留学が実現しない可能性がある。

留学までの手続きについて

留学先により、必要書類、健康検査項目、書類提出日、実習内容、実習方法、宿舍及び設備などはすべて異なり、財団から書類を送付する日程もそれぞれ違う。各自書類を受け取り次第、それぞれの指示に従い、遅延のないよう対処すること。

- ・新しい情報は、必要に応じて財団ウェブサイト(<http://www.jmef.or.jp>)に掲載する。
- ・留学先又は財団からの文書等にはきちんと目を通すこと。
- ・書類準備は考えている以上に時間を要する。大学の授業や病院実習を行いながら短期間で準備をしなければならない。特に渡英2か月前辺りは書類提出やビザ申請など立て込むので注意が必要。指示を待つのではなく、積極的に問いかける心構えで臨むこと。
- ・提出書類は自分自身で作成すること(医師や大学関係者が記入や署名をするように指示されている箇所以外)。
- ・提出書類はコピーを取り、手元に残しておくこと。
- ・他の海外留学が決定した場合には、速やかに財団に報告すること。
- ・航空券は各自で購入すること。購入時期は各自で判断すること。

【Eメールの取扱い】

- ・財団及び留学先は、主としてEメールにより連絡する。定期的にメールを確認し、開封通知又は読んだ旨を必ず返信すること。
- ・留学先からのメールに、財団海外向け公式EメールアドレスがCC欄に入っていない場合には、届き次第、財団宛てに転送すること。書類が郵送されてきた場合にも、その旨速やかに報告すること。
- ・留学先の担当者とのEメールでのやりとりには、必ず財団海外向け公式EメールアドレスをCC欄に書き込むこと。

必要書類

留学先により異なるので、合格者に別途連絡する。主なものは次のとおり。全て英文で作成すること。

- ・推薦書、成績証明書、履歴書
主として、応募書類の内容を英文にしたもの。
- ・医療過誤保険証明書
海外での臨床実習に適用される保険であること。
- ・健康保険証明書
海外旅行保険で病気やけが等に対する補償が無制限であること。
- ・犯罪経歴証明書(無犯罪証明書)
申請先は住民票のある道府県の警察本部又は警視庁。
- ・健康に関する証明書
留学先指定の Health Form に加え、B 型肝炎、風疹、結核、麻疹、水疱瘡、MRSA、HIV 等の検査結果(数値含む)を提出すること。

Tier 4 (General) Student Visa 取得

各自責任を持って情報を入手し、渡英までにビザを取得すること。本手続きに財団は関与できない。

- ・ビザに関する内容はしばしば変更される。下記ウェブサイトで最新情報を入手すること。
UKVI : <https://www.gov.uk/government/organisations/uk-visas-and-immigration>
VFS GLOBAL : <http://www.vfsglobal.co.uk/japan/Japanese/index.html>
- ・ビザ申請には留学先が発行する Confirmation of Acceptance for Studies (CAS)が必要となる。CAS の発行にはパスポート番号のほか CAS 申請のための書類を提出しなければならない。
留学先から CAS 申請のための書類又は CAS が届いたら、記載内容に間違いがないかどうか、数字やつづりなど細部にわたってしっかりと確認し、誤りがある場合には、直ちに担当者に連絡すること。事実と異なる記載があると、ビザの申請に支障をきたすので、細心の注意が必要。CAS やその他の書類は E メールで本人宛てに届く。受信メールを見落とさないよう注意すること。
- ・CAS 番号は、英国ビザ及び移民局(UK Visas and Immigration: UKVI)が各大学に対して発行する各学生の識別番号で、発行対象となる大学において学習(実習)する場合のみ有効。

留学後について

報告書の提出

平成29年度「英国大学医学部における臨床実習のための短期留学」報告書(A4 用紙6～7枚を実習終了日から1か月以内(帰国後1か月以内ではない)に財団に提出すること。また、英文報告書(A4 用紙1～2枚)を添付すること。これは短期留学生の義務である。

財団機関紙への投稿

財団の機関誌『J.M.E.F.』に、留学中の印象深い出来事を自由な形式で綴る「留学生便り」を掲載する。留学先ごとに投稿者1名を募るので、実習終了後1か月以内に原稿を財団に寄稿すること。留学中でも可。